

市民税・都民税と所得税の申告をする方へ

保険税・保険料は社会保険料控除の対象です

前年の1～12月に納めた①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料は、控除の対象となります。納付額は下記の書類でご確認ください。

確認書類

- 特別徴収(年金からの天引き) = 日本年金機構または各共済組合から送られる前年分の公的年金などの源泉徴収票
 - 普通徴収(納付書での支払い) = 領収書
 - 普通徴収(口座振替) = 振替口座の通帳、または1月14日に市から送付した「口座振替済のお知らせ」
- ※上記以外の健康保険組合などに加入している方は、加入する健康保険組合などに確認してください。

☎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の確認書類 = 納税課 ☎内線2414、介護保険料の確認書類 = 介護保険課 ☎内線2687

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

☎介護保険課 ☎内線2685

控除対象金額は、介護保険サービスを利用した際の領収書に記載されています。控除対象費用の内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

| サービス区分 | サービスの種類 | 医療費控除の対象費用 |
|-------------|--------------------------|--|
| 居宅サービス(医療系) | 訪問看護、通所リハビリなど | 自己負担額、居住費、食費 |
| 居宅サービス(福祉系) | 訪問介護、通所介護など | ケアプランに基づいて医療系の居宅サービスと併せて利用した場合の自己負担額(一部例外あり) |
| 施設サービス(医療系) | 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 | 自己負担額、居住費、食費 |
| 施設サービス(福祉系) | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 | 自己負担額、居住費、食費の合計額の2分の1 |

「おむつ代の医療費控除」「障害者控除」の証明書を発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。発行には日数がかかりますので、早めの申請をお願いします。申請書は市ホームページからも入手できます。

寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

☑おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定を受けており、寝たきりで尿失禁の可能性が介護認定資料により確認できる方
※確定申告には、おむつ代の領収書も必要です。

※初めて控除を受ける方は、主治医に「おむつ使用証明書」を請求してください。

65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除対象者認定書

☑65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方

☎☎いずれも介護保険課(市役所1階11番窓口) ☎内線2682へ

上場株式等の配当等所得と譲渡所得等の申告手続きを簡素化します

☎市民税課 ☎内線2342

次の①と②のいずれも満たす方は、所得税確定申告書第二表の住民税に関する事項の該当欄に「○」を記入するだけで、住民税(市民税・都民税)申告書を提出しなくても、申告手続きが完結できるようになりました。

- ① 所得税確定申告書で申告する前年中の配当所得と株式等に係る譲渡所得等のすべてが、住民税(配当割額・株式等譲渡所得割額)を特別徴収(差し引き)されていること
- ② ①の所得のすべてについて、住民税(市民税・都民税)において申告不要を選択すること

A様式

第二表下部の「住民税に関する事項」のうち、住民税の「特定配当等の全部の申告不要」に「○」



B様式

第二表下部の「住民税・事業税に関する事項」のうち、住民税の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」に「○」



住宅ローン控除の特例の延長

☎市民税課 ☎内線2342

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例期間が延長され、令和3年1月1日～4年12月31日に入居した方が対象となりました。適用要件など、詳しくは国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> をご覧ください。

| 入居した期間 | 平成21年1月から令和元年9月まで | 元年10月から2年12月まで | 3年1月から4年12月まで |
|--------|-------------------|----------------|---------------|
| 控除期間 | 10年 | 13年(※1) | 13年(※1、※2) |

※1 特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。それ以外で、3年12月31日までに入居した方の控除期間は10年です。

※2 特例が適用されるためには、注文住宅は2年10月1日～3年9月30日に、分譲住宅などは2年12月1日～3年11月30日に契約している必要があります。

申告はインターネットや郵送で!

インターネットや郵送で申告ができます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、ぜひご利用ください。

確定申告はe-Tax(電子申告)で

☎武蔵野税務署 ☎0422-53-1311

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから所得税の確定申告書を作成できます。作成した書類はe-Taxで申告できます。

●二つの方法で利用できます

- ①マイナンバーカード方式 マイナンバーカードとICカードリーダライタ(家電量販店などで販売)を使って申告。
- ②ID・パスワード方式 税務署で本人確認のうえ、IDとパスワードを受け取り申告。IDとパスワードは、確定申告期間に限らずいつでも発行しています。

☎物運転免許証などの本人確認書類

市民税・都民税の申告は郵送で

☎市民税課 ☎内線2342

前年に市民税・都民税の申告書を提出した方には、市から2月1日(火)に申告書と切手不要の返信用封筒をお送りします。必要事項を記入のうえ、返送してください。初めて申告する方は同課へお問い合わせください。



偽税理士にご注意を!

☎東京税理士会 ☎03-3356-4476

税理士資格のない者が、税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられています。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用していますので、依頼の前にご確認ください。また、日本税理士会連合会のホームページ <https://www.nichizeiren.or.jp/> では、税理士登録されている全国の税理士情報を検索できます。